

随意契約理由書

発注案件名	渋谷神南合同庁舎 エレベーター操作盤及び操作ボタン交換工事		要求部署名	総務部
発注（契約）内 容	渋谷神南合同庁舎に設置されているエレベーターの操作盤及び操作ボタンの交換工事			
発注（契約）案 件 の 要 求 理 由	渋谷神南合同庁舎に設置されているエレベーターの操作ボタンを押しても当該ボタンが点滅しない及び希望階に止まらない等の不具合報告が管理官署の渋谷公共職業安定所からあり、エレベーター保守業者が調査したところ、操作盤及び操作ボタンの経年劣化により反応していないことが判明したため、エレベーター使用者の安全確保の観点から早急な対応が必要なため			
契約金額	¥2,933,700	契約年月日	平成21年1月15日	
契約業者名及び住所	(株)サンセイ(渋谷区神山町4-14第三共同ビル)			
随意契約の理由	当該業者は本年度のエレベーター保守点検業者であり、当該操作盤の構造を熟知しているとともに、すでに保守用部品の販売を停止している当該エレベーターに適合する操作盤の金型を所有していることから迅速かつ正確に業務を実施することが可能であるため			
根拠法令	会計法第29条の3第4項			
予定価格及び積算内訳	予定価格	-		
見積書徴収状況	1社(業者指定)			
その他特記事項				